平成２２年（フ）第６号
山口県光市中島田２丁目４番５号
債務者　木原　五月
1　決定年月日時　平成22年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月22日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月22日午前11時
山口地方裁判所周南支部

平成２１年（フ）第７１４号
静岡市葵区田町２丁目159番地の４
債務者　中山　松美
1　決定年月日時　平成22年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月26日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月19日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第８３５号
静岡市清水区中矢部町11番11号　モンシャトレーＢ棟101号、旧住所静岡市清水区入江２丁目１番13―505号
債務者　金城　範幸
1　決定年月日時　平成22年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月26日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月19日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第８９４号
静岡市駿河区小鹿1739番地の５
債務者　新村　欣章
1　決定年月日時　平成22年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月27日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月20日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

破産手続廃止

平成２１年（フ）第２６０号
茨城県石岡市石岡3055番地
破産者　有限会社翼商事
1　決定年月日　平成22年１月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２１年（フ）第３５９号
群馬県前橋市大胡町249番地の１
破産者　有限会社松香園
1　決定年月日　平成22年１月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所

平成２１年（フ）第６０号
千葉県八街市八街い183番地10、住民票上の住所千葉県八街市八街ほ225番地
破産者　佐藤　京子
1　決定年月日　平成22年１月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２１年（フ）第１００号
茨城県取手市戸頭276―２　ファミーユ神明503、住民票上の住所千葉県印旛郡栄町西205番地７
破産者　湯浅　　實
1　決定年月日　平成22年１月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２１年（フ）第３４２号
千葉県四街道市大日167番地７
破産者　一ノ瀬　誠
1　決定年月日　平成22年１月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２０年（フ）第６９００号
東京都文京区本郷２丁目26番14号、開始決定時の本店所在地東京都文京区本郷３丁目23番１号
破産者　日本勤労者住宅協会
1　決定年月日　平成22年１月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１７３３１号
東京都世田谷区池尻３丁目８―２
破産者　松丸　佳代
1　決定年月日　平成22年１月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第６８０号
愛知県小牧市小木南３丁目434番地
破産者　株式会社フロンティア
1　決定年月日　平成22年１月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第６８１号
名古屋市千種区徳川山町３丁目８番６号
破産者　新谷　佳雅
1　決定年月日　平成22年１月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成１９年（フ）第１９５５号
宮城県気仙沼市本郷８番地の２
破産者　株式会社ハマダ
1　決定年月日　平成22年１月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第３３２号
群馬県前橋市新前橋町17番地34
破産者　有限会社コジマ・コーポレーション
1　決定年月日　平成22年１月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所

平成２１年（フ）第１５３７号
横浜市中区太田町１丁目７番地太田１ビル１Ｆ
破産者　株式会社サイガドー
1　決定年月日　平成22年１月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２６４３号
横浜市磯子区森２丁目４番14号
破産者　有限会社もり家
1　決定年月日　平成22年１月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２７５６号
横浜市都筑区池辺町3265番地
破産者　有限会社ミナト産業
1　決定年月日　平成22年１月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第６０４号
神奈川県中郡大磯町高麗２丁目17番47号
破産者　株式会社茜屋総業
1　決定年月日　平成22年１月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２１年（フ）第６９４号
神奈川県伊勢原市笠窪320番地15
破産者　株式会社レックス
1　決定年月日　平成22年１月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部